

中山間直払第6期対策農用地測量調査業務

特記仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、関川村（以下、甲という）が受託者（以下、乙という）に委託する「中山間直払 第6期対策農用地測量調査業務（以下、本業務という）」に適用する。本仕様書は必要な作業方法の要点を指示し、成果品の規格統一を図るものである。

第2条（目的）

本業務は、中山間地域等直接支払制度の第6期対策の新たな取り組みに向けて、第5期対策の取組み及び調査経過を踏まえ集落協定農用地の再調査・測量を実施するものであり、今後、集落で保全すべき農地の明確化や自律的且つ継続的な営農体制の確立化を推し進めていく上で重要となってくる合意形成・協定締結の円滑化を図ると共に、適正な交付金額算定を行うことを目的とする。

ただし、第6期対策の実施要領等が、事業年度内に確認できる場合は、その内容を精査して対応できる成果物となるように調整すること。

第3条（準拠する法令等）

本業務は、下記の関係法令・規程・要領等について準拠して実施することとする。尚、本業務で作成されるデータの作成方法等については、第5期中山間地域等直接支払制度における本村の現行対策図書に従い、交付対象集落農用地の現状にあわせて調整を行うものとする。

- (1) 中山間地域等直接支払交付金実施要領（最終改定版）
- (2) 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（最終改定版）
- (3) 中山間地域等直接支払制度対象農用地指定作業マニュアル（最終改定版）
- (4) 関川村農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（最終改定版）
- (5) 農地法及び施行令・施行規則
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律及び施行令・施行規則
- (7) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律及び施行令・施行規則
- (8) 地域振興9法及び施行令・施行規則
- (9) 測量法及び施行令・施行規則
- (9) UAVを用いた公共測量マニュアル（案）
- (10) 無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン
- (11) 関川村公共測量作業規程
- (12) 関川村財務規則
- (13) その他関係法令、通達

第4条（疑義の協議）

乙は本仕様書並びに関係法令等に基づいて業務を実施するが、やむを得ず疑義が生じた場合は、甲と十分に協議の上、甲の指示のもとで作業を進めるものとする。

第5条（提出書類の承認及び変更）

本業務を履行するにあたり、乙は、次の書類を甲に提出し承認を得るものとし、これらを変更しようとする場合も同様とする。

尚、提出書類について虚偽記載がある場合や乙の都合の理由で提出ができない場合は、甲は乙との契約は行わない。

- (1) 業務着手届
- (2) 委託業務工程表
- (3) 業務計画書
- (4) 配置技術者届・経歴書
- (5) 第6条に関する資格証書・在籍証明書(保険証等)及び履行実績書(契約書写し)
- (6) その他、発注者が必要と認めた書類

第6条(配置技術者等の要件)

本業務の履行にあたり、乙は以下の要件を満たす者であること。尚、技術者は、乙と直接的且つ恒常的な雇用関係であることとする。

- (1) 配置技術者は、測量法第49条に基づく測量士の資格者であること。
- (2) 過去に新潟県内の自治体が発注する中山間地域等直接支払制度に関する測量調査又はシステム業務を元請けで履行した実績があること。

第7条（関係官公署との事務手続き）

本作業遂行のために必要な関係官公署との事務手続きは、甲との協議の上、甲の指示の下、乙は速やかに処理するものとする。

第8条（現地立入）

乙が第三者の占有する土地等に立ち入って作業(現地測量等)を行う場合には、必ず事前に土地占有者の了解を得て、地元住民への配慮を心がけながら行動しなければならない。また甲が発行する身分証明書を携帯し、いつでもそれを提示できるようにしなければならない。

第9条（損害賠償）

本業務実施中に生じた諸事故や第三者に何かしらの損害を与えた場合、乙は直ちに甲に状況報告し、甲の指示に従い、速やかに乙の責任において対処するものとする。

第10条（守秘義務）

- (1) 乙は、本業務の遂行上知り得た事項については、本契約期間並びに終了後も第三者へ提供、漏洩してはならない。

(2) 乙は、業務上収集した情報を甲の許可なく複写及び加工、外部への持ち出し、並びに目的外使用してはならない。

第11条（工期）

本業務の工期は契約締結日から令和7年3月31日までとする。

第12条（貸与資料）

本業務実施にあたり、必要な資料として下記の資料を貸与するが、乙は充分注意を払い貸与中の取扱い及び保管を慎重に行うものとする。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 中山間地域等直接支払制度関連図書 | 1式 |
| (2) 航空写真撮影成果 | 1式 |
| (3) 既測図(圃場確定測量図、地積測量図等) | 1式 |
| (4) 作業指示資料 | 1式 |
| (5) その他、本業務に必要と思われるもの | 1式 |

第2章 業務内容

第13条（委託場所・数量）

本業務の対象箇所及び数量については、以下のとおりとする。

- | | | |
|----------|--|------|
| (1) 委託場所 | ・ <u>中束、蛇喰、楸江沢、幾地、金俣、大石</u>
・ <u>金丸、鮎谷、若山上野新(圃場地区)、深沢</u> | 10集落 |
| (2) 業務数量 | ・計画準備・資料収集整理 | 1式 |
| | ・デジタルオルソ画像作成(集落現況図作成) | 6集落 |
| | ・デジタルオルソ画像作成(圃場地区集落現況図作成) | 1集落 |
| | ・農用地設定要件の点検及び農用地設定データ作成(既存) | 6集落 |
| | ・団地・圃区面積及び傾斜度測量図化(既存) | 6集落 |
| | ・農用地設定データ作成(圃場地区) | 1集落 |
| | ・団地・圃区面積及び傾斜度測量図化(圃場地区) | 1集落 |
| | ・集落協定農用地集計調書作成 | 10集落 |
| | ・集落協定農用地図面作成 | 10集落 |
| | ・打合せ協議 | 1業務 |

第14条（調査方法）

本業務は、中山間地域等直接支払制度の第5期対策図書及び第5期対策の実施要領等に基づき、調査対象となる集落協定農用地について、空中写真等により、現況の土地利用状況・経年変化等を把握するとともに、団地・圃区等の区画形質、傾斜測線等を設定・測量図化を実施することにより、第6期対策に向けた集落協定農用地に必要な諸元要素をとりまとめ整理し、集落協定農用地図面と集計調書を整備

するものとする。

尚、特に以下の事項に留意して、乙は調査・事務支援を行うものとする。

- (1) 現在の対象農用地について、中山間地域等直接支払制度(現行制度)の各基準に照らして課題がある箇所を抽出調査し、適切な調整方法となるよう提案すること。
- (2) 集落間・対策各期間において不均衡な交付金額が算定されないように、第5期対策以前における調査経過・交付金算定手法との整合性を図ること。

第15条 (作業項目及び要領)

本業務の作業項目とその要領を以下に定めるものとする。

(1) 計画準備・資料収集整理

本業務を実施するにあたり、乙は中山間地域等直接支払制度の第5期対策に伴う実施要領及び本村の促進計画を十分に理解した上で、効率的な作業方針を立案し、作業各工程における適切な技術員の配置や使用機材の準備・調整、関係資料の収集整理等を行うものとする。

(2) デジタルオルソ画像作成(集落現況図作成)

既撮影成果を用いて、対象農用地の土地利用状況・経年変化等を把握できるデジタルオルソ画像(正射投影写真図)を基図とした集落現況図を調整する。

本作業は、交付対象となる集落協定該当地域における空中写真撮影成果(測量精度レベル2, 500以上のデジタルオルソ画像)を活用し、写真図上に中山間地域等直接支払制度の農用地設定情報(農地の区画形質)を重合した基図を調整して農用地の利用状況や地形の経年変化等が把握できるようにする。

ただし、加除修正が少ないと想定される集落は、過年度成果を活用して調整すること。

作成条件は以下のとおりとする。

- ①使用する撮影成果の精度基準は、公共測量(空中写真測量)として規定される既存のデジタル空中写真成果(同時調整計算成果を含むもの)を利用するものとし、地図情報レベル2, 500精度(地上画素寸法25cm以内)とする。
- ②撮影成果は、本村が保有する過年度成果物より提供を行う予定とする。
- ③画像の色調は、対象農用地が明瞭に確認できるように補正を行う。
- ④位置情報ファイルを作成して、画像ファイルと併せて保存するものとする。
- ⑤座標系は、水平位置を平面直角座標系第Ⅶ系、垂直位置は東京湾平均海面(TP)を用いる。
- ⑥測地系は、日本測地系2000(世界測地系)とする。
- ⑦図郭は、対象農用地及び周辺を把握できる集落協定単位図郭とする。
- ⑧集落現況図は、縮尺1／2, 500図面サイズを標準とするが、集落範囲が広域な場合は図面サイズを任意縮尺にて調整する。

＜デジタルオルソ画像＞測量精度レベル(下限値)

地図情報レベル	水平位置 (標準偏差)	地上画素寸法	数値地形モデル	
			グリッド間隔	標準点

2,500	2.5m以内	0.4m以内	25m以内	1.0m以内
-------	--------	--------	-------	--------

(3) デジタルオルソ画像作成(圃場地区集落現況図作成)

撮影成果を新たに調達し、圃場地区(深沢)の対象農用地について土地利用状況・経年変化等を把握できるデジタルオルソ画像(正射投影写真図)を作成し、集落現況図(現況確認及び農家意向確認資料)を調整する。

本作業は、交付対象となる集落協定該当地域における最新の数値写真をもとに、空中写真測量による数値地形標高・座標データ及び既存の図化データ等を用いて、測量精度レベル2, 500相当のデジタルオルソ画像データ(正射投影写真図)を作成し、写真図上に中山間地域等直接支払制度の農用地設定情報(農地の区画形質)を重合した基図を調整して農用地の利用状況や地形の経年変化等が把握できるようにする。

作成条件は以下の通りとする。

- ①新たに調達する撮影成果の精度基準は、公共測量(空中写真測量)として規定されるデジタル空中写真成果(同時調整計算成果を含むもの)とし、地図情報レベル2, 500精度以上(地上画素寸法25cm以内)とする。
- ②撮影成果の調達手法は、有人・無人航空機の使用を問わないが、航空法に基づく許可・承認等を得るものとし、安全な飛行ができるよう関連規定等に準拠して実施すること。なお、対象地域に立ち入りの際は、事前に甲へ報告及び承認を得るものとし、地域住民等に対してその旨を通知し、承諾を得るものとする。

※③④⑤⑥⑦⑧・<デジタルオルソ画像>測量精度レベル(下限値)は、上記と同様とする。

(4) 農用地設定要件の点検及び農用地設定データ作成

第5期対策の中山間地域等直接支払交付金実施要領及び促進計画に従い、対象農用地の協定・一団の農用地・団地・圃区・傾斜測線等の設定要件を点検し、写真図上にて把握できる対象農用地の現状や既存協定図等を基に、第6期対策用の農用地設定地図データを作成する。

尚、乙は、農用地の設定状況において課題が確認できる場合は、一部農用地にて団地・圃区面積及び傾斜度測量を実施するなど解消策を提案するものとする。

ただし、加除修正が少ないと想定される集落は、過年度成果を活用して調整すること。

(5) 農用地設定データ作成(圃場地区)

圃場地区の集落協定の農用地について、「(4) 農用地設定要件の点検及び農用地設定データ作成(修正)」作業と同等な手法で、甲乙協議の上、対象集落の農用地すべてにおいて、新たに適切な農用地設定方法を検討して、第6期対策用の農用地設定地図データを作成する。

(6) 団地・圃区面積及び傾斜度測量図化(圃場地区)

農用地の設定状況から、中山間地域等直接支払制度で対象であった農用地設定から圃場整備による変更等があるものについて、写真測量図化(レベル2, 500相当)或いは既存測量図・農用地面積調

書等からの抽出により、面積や傾斜度等の図化及び測定を実施する。

尚、測定後において甲と対象集落との協議により、団地・圃区の区画及び傾斜測線の変更があった場合、再測定を実施することとする。

ただし、加除修正が少ないと想定される集落は、過年度成果を活用して調整すること。

(7)集落協定農用地集計調書作成

農用地の各種設定や測定結果及び既測面積に基づき、集落協定単位で協定・一団の農用地・団地・圃区的面積や傾斜等の計算及び集計を行い、集落協定農用地集計調書を作成する。尚、調書の様式は既存調書及び第5期対策の実施要領等を考慮し、甲乙協議して決定するものとするが、主に以下の項目について集落協定ごとに整理集計を行うものとし、決定調書は、A4プリント版とExcel形式の電子データを作成する。

・集落協定農用地集計調書の記載例(案)

集落協定名、一団の農用地名、団地名、圃区番号、各面積(図化面積・確定測量等面積)、
面積集計、各傾斜度、加重平均傾斜度、傾斜判定
その他第6期対策に必要な要件項目及びその数値等

(8)集落協定農用地図面作成

最新のデジタルオルソ画像(正射投影写真図:縮尺 1/2, 500)を基図にして、今回の調査により確定された第6期対策農用地設定の諸元要素(協定範囲・一団の農用地・農地団地・圃区・傾斜度測線・各名称及び番号、数値等の注記情報等)を重ね合わせて調整し、行政管理用の農用地写真図・白図及び縮小図を作成するものとする。

尚、農用地図面の規格は、集落単位の縮尺1/2, 500のデジタルオルソ出力図及び白図、縮小図は図面サイズA3版程度のカラープリントとし、あわせてPDF形式の電子データを作成する。

(9)打合せ協議

本業務の打合せは、業務着手時1回、中間成果報告時1回、成果納入時1回の計3回以上行うものとし、打合せ内容については相互確認を行うものとする。尚、疑義や課題の発生もしくは確認協議が必要な場合は、その都度、打合せを実施するものとする。

第16条 (特別指示)

本業務の測量等を伴わない軽微な修正となる集落協定は、第5期対策の農用地集計調書・農用地図面及び測量成果を一部調整して第6期対策の調書・図面として納入するものとする。

また、中山間地域等直接支払管理システムへ第6期対策用として調書・図面データを搭載するために、甲が紹介するシステム事業者と連携を図り、互換性のあるシステムデータを構築して納入すること。

第3章 検査等

第17条 (検査及び成果品の瑕疵)

成果品納入の際に、甲の検査を受け、不備な点があった場合は速やかに訂正・修正の処理をしなければ

ばならない。また、成果納入後においても誤りや不良が発見された場合は、乙の負担において速やかに修正し、再提出しなければならない。

第4章 成果等

第18条（成果品）

本作業の成果品は、下記のとおりとする。

(1)集落協定現況図(中間報告成果:確認用写真図 1/2,500)	1式
(2)集落協定農用地図面(行政管理用・写真図 1/2,500)	10 部(10 集落×1部)
(3)集落協定農用地図面(行政管理用・白図 1/2,500)	10 部(10 協定×1部)
(4)集落協定農用地縮小図(行政管理用・写真図A3版)	10 部(10 協定×1部)
(5)集落協定農用地集計調書	10 部(10 協定×1部)
(6)圃場地区デジタルオルソ画像データ(PDF・TIFF 等)	1式
(7)図面・調書の電子データ(PDF・Excel等)	1式
(8)中山間地域等直接支払管理システム互換データ	1式
(9)その他、甲乙協議の上、必要と思われる資料	1式

第18条（成果品の帰属及び資料の保管）

本業務で納入された成果品は、すべて甲に所有権があり、乙は甲の許可なく外部に貸与、使用又は公表することを禁ずる。また、各種データ関係については、そのバックアップデータを乙が優良な管理の下で保管するものとし、甲からの依頼があった場合には速やかに提示するものとする。

第19条（納入場所）

本業務の成果品納入場所は、関川村役場 農林課とする。